

京都市告示第659号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年2月16日

京都市長 松井孝治

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大津宇治線	伏見区石田大山町4番地の2地先から 同区石田内里町21番地の1地先まで	旧	メートル 92.90	メートル 16.00
		新	92.90	16.00 ~ 17.10

(建設局土木管理部道路明示課)